

### 3 志 賀 昇 議 員



- 1 水産振興対策について
- 2 有害鳥獣対策について
- 3 岩内町総合計画の樹立について

#### 1 水産振興対策について

新政クラブを代表して、町政に対する一般質問をいたします。  
水産振興対策について。

近年の日本における漁業環境は厳しく、漁業生産は減少の一途をたどり、持続的・安定的な漁業を実現して行くため、近海資源を中心に維持し、増大してゆく総合的な取り組みが求められております。

こうした中、岩内町の漁業の現況につきましては、これまで言われてきた周辺海域における資源状況の悪化や、魚価の低迷・漁業就労者の減少・高齢化等により極めて厳しい環境に置かれている状況であります。

日本海に面した岩内湾を抱える本町にとって、水産資源に依存する漁業をこれからも維持・発展させていくためには、この地域に合った効果的な蓄養・養殖等の取り組みが喫緊の課題と思われまますので、次の点についてお伺いいたします。

1項目は、本年度の執行方針のなかで述べているさけ・まぞいの種苗放流・なまこの種苗生産試験・にしんの種苗放流事業等の取り組み状況と今後の展望についてお伺いいたします。

2項目は、本年度、岩内郡漁業協同組合で少量であります、真鯛が漁獲された事に加え、漁業者の定置網に鯛の稚魚が入った事を聞いており、このことは、魚価が高いと言う事も期待でき、昔から例えで腐っても鯛と言われており、高価な魚であるとの認識のもと、少量ずつでも鯛の稚魚放流に取り組むことが大切であると思っております、ご所見をお伺いいたします。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、さけ・まぞいの種苗放流、なまこの種苗生産試験、にしんの種苗放流事業等の取り組み状況と今後の展望についてであります。

始めに、取り組みの状況ですが、平成29年度は、530万尾のさけ稚魚、1万尾のまぞい稚魚、後志南部海域全体で40万尾のにしん稚魚の放流を終えているほか、なまこにつきましても20万尾の稚なまこを11月に放流する予定としており、ひらめやさくらますを含めた全ての魚種について、年度当初の計画どおり事業を進めております。

また、なまこの種苗生産試験は、本年7月19日にサポートセンターにおいて開始し、約310万粒の受精卵を確保しました。

現在は、数ミリ程度の稚なまことなりましたが、途中、事故も無く順調に経過しており、今後2年間、成長の過程を観察することとしております。

これらの増養殖事業に関する今後の展望ですが、低下した水産資源の底上げは一朝一夕になしえるものではなく、未だ道半ばでありますので、現在実施している取り組みを継続していくことが必要と考えているほか、本年春に実施したにしんの来遊調査では数百匹のにしんが漁獲され、ロープや網に卵を産み付けるなど、将来の資源造成に向けた新たな兆しが見受けられますので、これらにしんやはたはたが産卵できる環境づくりなども検討しながら、漁業者の想いをしっかり支えられるよう水産振興に取り組んでまいりたいと考えております。

2 項めは、高価な魚であるとの認識のもと、少量ずつでも鯛の稚魚放流に取り組むことが大切であると思うがについてであります。

本件につきましては、平成28年第4回定例会において同様の質問がなされた際、現状で稚魚放流は困難であるが、今後、海域の資源分布が変化する可能性もあるので、漁業者の意向を踏まえながら資源動向を見極めていく旨お答えしておりますが、岩内郡漁協における過去5ヶ年の漁獲量を調べたところ、去年は若干多めでしたが、年間概ね100キログラム前後の漁獲となっている現状では、真鯛の定着に関し、特段、状況が変化しているとは言えないものと判断しております。

また、漁協内においても鯛の増殖を要望する声は無いと聞いておりますので、現段階において、我が町の増殖事業における鯛の優先順位は低く、これまで実施している増養殖の取り組みを優先することが、限りある財源の有効活用につながるものと考えております。

## 2 有害鳥獣対策について

有害鳥獣対策について。

岩内町における有害鳥獣対策につきましては、予算科目では、農林水産業費の中で取り組まれ、執行方針では、エゾシカ・カラス・キツネ・アライグマなどの、駆除に対する支援をしております。としておりますが、近年、特にカラス・アライグマが急増しており、カラスは環境面、更には農作物の食害があり、特に環境面ではカラスの個体数は増加の一途をたどり、夕暮れになると協会病院付近の交差点の電線に止まり、糞などを道路に落とし、時には人にも付着するなど、更には、近年、人間との距離が近くなり、人間を襲うなどの被害が多発しており、住生活の面からも今後生態系を考慮した駆除が望まれております。

また、近年、特定外来生物、アライグマが急増しており、先日の新聞報道にもありましたが、農業者が丹精込めて育てた農作物、イチゴ、スイカ、スイートコーンなどを喰いあらし、その食害の状況は農業生産者の勤労意欲をなくするほどのダメージを受けており、このことは農業振興の面からも捕獲が急務と思われるので、次の点についてお伺いいたします。

1項目は、増え続けるカラスの駆除対策をどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

2項目は、アライグマの捕獲状況（直近5年間）と岩内町の農作物に対する食害の状況。

3項目は、新聞報道によると、みんなが協力して退治しなければだめだと書かれていましたが捕獲効果をより一層上げるため、捕獲奨励金を出して対応するのも一つの方策と思われませんが、他町村において例があるのかお伺いいたします。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、増え続けるカラスの駆除対策をどのように取り組まれるのかについてであります。

町では、岩内町鳥獣被害防止計画に基づき、駆除の実働部隊として、町職員も含めた岩内町鳥獣被害対策実施隊を組織し、対応しております。

カラスは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律によって、原則として捕獲が禁止されている鳥類でありますので、巢の撤去等には許可が必要となるため、現在、駆除に必要な許可証を、実施隊員のほか、一部の民間事業者に交付している状況であります。

カラスによる人的被害は限定的で、特に、巣作りから子育てまでの繁殖期において、卵やヒナを守るために神経質になった親鳥が人を威かくし、攻撃するなどの行動をおこしております。

また、最近では、鳴き声がうるさい、フンによる被害、買い物かごからの食品の持ち去りといった苦情も寄せられております。

こうしたことから、町及び実施隊では、住民からの通報をもとに、はしごやクレーン車を使用しての巢の撤去、卵・ヒナなどの手取りや銃器による成鳥の駆除などを実施しているところであります。

今後の駆除対策に向けては、技術や資機材が日々進歩しており、また、個体数の推計など学術的知見も必要となることから、鳥獣の捕獲方法などについて、先進事例を調査する中で、効果的な方策を探るべく、引き続き検討してまいります。

2 項めは、アライグマの直近5年間の捕獲状況と岩内町の農作物に対する食害の状況についてであります。

アライグマの過去五年間の捕獲状況については、平成25年度が4頭、平成26年度が17頭、平成27年度が45頭、平成28年度が29頭、平成29年度につきましては、9月現在で29頭となっております。

また、食害の状況については、統計資料等がないため、実数としては把握しておりませんが、ブルーベリー、スイートコーン、カボチャ、スイカ、ブドウなどの農作物や家畜飼料にも被害が出ているとのことであります。

3 項めは、捕獲効果を上げるため、捕獲奨励金を出して対応するのも一つの方策と思われるが、他町村において例があるかについてであります。

後志管内におけるカラス・アライグマに関する奨励金等の状況を申し上げますと、カラスについては、京極町が1羽500円、倶知安町が1羽200円で、アライグマについては、京極町で、1匹2千円の対価で、それぞれ支払われているところであります。

### 3 岩内町総合計画の樹立について

岩内町総合計画の樹立についてであります。

現在の総合計画は、新たな岩内町総合計画として、2009年から2018年の10年間の期間を設定し、計画策定されておりますが、この中では、将来に向けた町づくりを実現するため、重要な指針となるものとしており、住民と行政が情報や目的を共有し、互いの理解と信頼のもとで役割を分担しながら、町づくりを進めるための最も重要な指針となっておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1項目は、総合計画の計画期間は、残すところ一年になっておりますが、この計画の中には達成率と検証の出来るものがありますが、どのように対応するのか、その考えをお伺いいたします。

2項目は、2019年から始まる新総合計画の樹立に向けて、どのようなスケジュールで進められるのか、その取り組みをお伺いいたします。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、計画の中には達成率と検証のできるものがあるが、どのように対応するのか、についてであります。

平成21年度に策定した新たな岩内町総合計画は、平成30年度までの10年間を計画期間とし、将来目指すべき基本方向、町の将来像を定め、まちづくりの方向と目標を達成するための基本的な考え方を示した基本構想、また、基本構想に定めた目標を達成するため、施策の方向について分野別の体系を示した基本計画、さらに各分野で策定している個別計画や過疎計画掲載事業等で構成される実施計画の3層から構成されております。

このうち、実施計画は、前期3年、中期3年、後期4年の3期の計画とし、それぞれの期間毎に、社会・経済情勢に柔軟に対応できるよう見直しを行い、実行性を高めるものとし、過疎計画掲載事業を基本に、毎年度、実施予定年度や必要性などの検証を行ってきたところであります。

10年間の計画期間の終期を迎えるこの時期におきましても、これまでと同様に、各分野で策定している個別計画や過疎計画等において、検証を進めてまいりたいと考えております。

2 項めは、新総合計画の樹立に向けて、どのようなスケジュールで進められるのか、についてであります。

平成23年8月1日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方自治法第2条第4項で規定されていた、市町村の総合計画における基本構想策定に係る法的義務づけが削除されました。

これにより、基本構想を策定するか否かは、市町村の判断に委ねられることとなり、議会議決の有無も含め、基本構想を策定する際の手続きに関しても市町村が決めることになりました。

こうした背景には、国における地方分権改革の推進において法制的な仕組みの横断的な見直しの中で、地方自治体に義務づけ・枠付けをしているもののうち、国による義務づけを許容する判断基準に沿わないものは、原則、廃止するとの方針が打ち出されたためであり、市町村においては、法の枠組みがない中で、改めて総合計画の位置づけとその内容について、真に必要なかつ有効な総合計画のあり方が問われているものと認識しております。

今後、本格的な人口減少時代が到来し、社会・経済情勢が目まぐるしく変化する時代において、長期の計画期間を定め、毎年度の予算への反映などの実現性や、進行管理の見極めなど、総合計画を取り巻く課題への対応策が求められていることから、実行性があり実用的な総合計画のあり方、また、スケジュールや計画期間なども含め、検討を進めてまいりたいと考えております。